

保健所・保健センター及び地域療育センター（仮称）等整備・運営事業 入札説明書等の新旧対照表

平成 19 年 6 月 6 日

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
1	入札説明書	3	第 2 7 (1)	<p>設計業務及び建設業務に係る対価 市は、設計業務及び建設業務に係る対価（サービス購入料A）について、事業契約においてあらかじめ定める額を、<u>割賦方式により選定事業者に四半期ごとに、下記のア及びイに基づいて支払うものとする。</u></p> <p><u>ア</u> 平成 22 年 4 月～平成 32 年 3 月 (略)</p> <p><u>イ</u> 平成 32 年 4 月～平成 42 年 3 月 (略)</p> <p><u>ウ</u> 設計業務及び建設業務に係る対価のうち、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に係る対価については、施設引渡時に一括して選定事業者へ支払うことを検討中である。<u>詳細については、取扱いが決定され次第、公表する。</u></p>	<p>設計業務及び建設業務に係る対価 市は、設計業務及び建設業務に係る対価（サービス購入料A及びサービス購入料D）について、事業契約においてあらかじめ定める額を、<u>選定事業者に、下記のア及びイに基づいて支払うものとする。</u></p> <p><u>ア サービス購入料A</u> 市は、設計業務及び建設業務に係る対価のうち、<u>下記イに示す飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を除く対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、割賦方式により選定事業者</u> <u>に四半期ごとに、下記のア及びイに基づいて支払うものとする。</u></p> <p><u>(ア)</u> 平成 22 年 4 月～平成 32 年 3 月 (略)</p> <p><u>(イ)</u> 平成 32 年 4 月～平成 42 年 3 月 (略)</p> <p><u>イ サービス購入料D</u> 設計業務及び建設業務に係る対価のうち、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に係る対価については、施設引渡時に一括して選定事業者へ支払う。</p>
2	入札説明書	—	別紙 1	(略)	<u>(公表資料参照)</u>
3	維持管理・運営要求水準書	23	第 3 4 (3) ア (ア) a	<p>リストアップ 郵便物発送の対象者に関し、市が作成したデータベース等から各事業に該当する郵便物発送対象者をリストアップする。リストアップ方法等の詳細については、<u>市の指示に従うこと。</u></p>	<p>リストアップ 郵便物発送の対象者に関し、市が作成したデータベース等から各事業に該当する郵便物発送対象者をリストアップする。リストアップ方法等の詳細については、<u>別途市から提示されるものとし、当該詳細条件設定の趣旨を理解し、独自の創意工夫に基づき、当該提示された詳細条件を必要かつ十分に充足すること。</u></p>

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
4	維持管理・運営 要求水準書	24	第3 4 (3) ア (ア) e	紙折り及び裁断 市が作成した送付資料の紙折り作業、必要に応じてはがきサイズへの裁断を行うこと。また、紙折りのサイズ・方法等は市の指示に従うこと。	紙折り及び裁断 市が作成した送付資料の紙折り作業、必要に応じてはがきサイズへの裁断を行うこと。また、紙折りのサイズ・方法等の詳細については、別途市から提示されるものとし、当該詳細条件設定の趣旨を理解し、独自の創意工夫に基づき、当該提示された詳細条件を必要かつ十分に充足すること。
5	維持管理・運営 要求水準書	28	第3 6 (3) ア (ア)	地域療育センター（仮称）のホームページ （略） 表：業務内容 （略） ・ データ更新の頻度は、原則として月1回程度である。ただし、緊急度の高い内容については、市の指示に従い、 <u>随時、更新を行うこと。</u>	地域療育センター（仮称）のホームページ （略） 表：業務内容 （略） ・ データ更新の頻度は、原則として月1回程度である。ただし、緊急度の高い内容については、 <u>その都度市から詳細条件について提示されるものとし、当該詳細条件設定の趣旨を理解し、独自の創意工夫に基づき、当該提示された詳細条件を必要かつ十分に充足すること。</u>
6	要求水準書 別紙	—	別紙4	（略）	※ F-1（事務室）及びF-5（会議室（60人））の非常用電源欄に追記
7	事業契約書 （案）	45	別紙8	(1) 整備期間 整備期間中に不可抗力が生じ、本施設に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙8（不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合）において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が整備期間中に累計でサービス購入料のうち、別紙11（サービス購入料の金額と支払いスケジュール）にいうサービス購入料Aの合計額から割賦金利相当額を控除した金額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。	(1) 整備期間 整備期間中に不可抗力が生じ、本施設に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙8（不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合）において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が整備期間中に累計でサービス購入料のうち、別紙11（サービス購入料の金額と支払いスケジュール）にいうサービス購入料Aの合計額から割賦金利相当額を控除した金額及びサービス購入料Dの合計金額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
8	事業契約書 (案)	49	別紙 11	<p>1 サービス購入料の内訳 (略)</p> <p>2 サービス購入料の支払い方法等 (1) 設計業務及び建設業務に係る対価 (サービス購入料 A)</p> <p>(2) 修繕業務を除く維持管理業務に係る対価 (サービス購入料 B-1)</p> <p>(3) 修繕業務に係る対価 (サービス購入料 B-2)</p> <p>(4) 運営業務に係る対価 (サービス購入料 C)</p> <p>3 支払金額及び支払いスケジュール (略)</p> <p>4 サービス購入料の改定 (1) (略)</p> <p>(2) サービス購入料 B-1、B-2 及び C の改定 (略)</p>	<p>1 サービス購入料の内訳 <u>(公表資料参照)</u></p> <p>2 サービス購入料の支払い方法等 (1) 設計業務及び建設業務に係る対価のうち、<u>飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に係る対価を除く対価</u> (サービス購入料 A)</p> <p>(2) <u>飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に係る対価 (サービス購入料 D)</u> 事業者は、引渡し後、市に対して請求書を送付すること。 市は、<u>適正な請求書を受理した日から 30 日以内に、事業者に対し一括して支払う。</u></p> <p>(3) 修繕業務を除く維持管理業務に係る対価 (サービス購入料 B-1)</p> <p>(4) 修繕業務に係る対価 (サービス購入料 B-2)</p> <p>(5) 運営業務に係る対価 (サービス購入料 C)</p> <p>3 支払金額及び支払いスケジュール (1) <u>サービス購入料 A、B-1、B-2 及び C</u> (2) <u>サービス購入料 D</u> ●円</p> <p>4 サービス購入料の改定 (1) (略) (2) <u>サービス購入料 D の改定</u> <u>サービス購入料 D の改定は行わない。</u></p> <p>(3) サービス購入料 B-1、B-2 及び C の改定 (略)</p>
9	様式集	—	6-3b	(略)	<u>(公表資料参照)</u>
10	様式集	—	6-4b・e	(略)	<u>(公表資料参照)</u>